

阪急バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の  
上限変更の認可申請に係る審議（４回目）

1. 日 時

令和5年7月4日（火） 12:00～12:05

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

自動車局：佐藤バス事業活性化調整官ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 浅井、宮田、本間、廣井、堤、近田

4. 議事概要

- 阪急バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更の認可申請に係る意見聴取を踏まえ、質疑等を行った。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① バス車両の車齢について、実態としてリース後に8年ほど使用しているの、平均で15年は使用しているという理解で良いか。  
等について、質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
  - ① 令和3年度実績の平均車齢は、兵庫ブロックで8.8年、大阪ブロックで9.1年である。リース期間を含めると、実態としてはその倍の期間を使用していることになる。  
等の回答があった。
- 上記に加え、令和5年6月6日（火）及び同月15日（木）の審議並びに本日の申請者からの意見聴取を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、阪急バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更の認可申請について、認可することが適当であるとの結論を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。